

**センター北側道路を「モンテペロ通り」と命名  
姉妹都市提携50周年記念碑を建立**

問い合わせ  
国際交流・市民参画担当  
☎38-2008



市では、姉妹都市提携50周年を記念して、瀬戸屋交流センター前の道路に「モンテペロ通り」という愛称を付け、表示板を道路に設置し、センター入口には50周年記念碑を建立します。  
その除幕式を、次のとおり実施します。  
参加自由ですので、お気軽にご参加ください。  
【除幕式】  
■日時 11月13日(日)  
午後4時～4時30分  
■会場 瀬戸屋交流センター前

**平成24年度採用の市職員募集**

市では、次の3職種について、平成24年4月1日採用の市職員を募集します。  
■募集期間 11月1日～15日(平日・執務時間内) ■試験日 12月4日(日)  
■採用案内 市役所北館受付・南館受付・人事課 「採用案内」は、市ホームページからもダウンロードできます。採用案内を郵便で請求する場合には、必ず140円切手を貼付した返信用封筒(角2号)を同封してください。  
■応募方法 11月15日(火)午後5時30分<必着>までに、郵送または持参して人事課へ【募集内容・受験資格】

職種	一般技術職(土木)	一般技術職(建築)	一般技術職(機械)
人数	1人程度	1人程度	1人程度
受験資格	昭和56年4月2日以降に出生し、学校教育法による4年制大学で当該専門課程を修了して卒業したかた。または平成24年3月までに卒業見込みのかた	昭和54年4月2日以降に出生し、学校教育法による4年制大学で当該専門課程を修了して卒業したかた。または平成24年3月までに卒業見込みのかた	
問い合わせ	人事課 ☎38-2019(〒659-8501 住所不要)		

**住民基本台帳の閲覧状況を公表**

■期間 11月1日～15日(平日・執務時間内) ■会場 市民課(市役所北館1階)  
■内容 国または地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のため 世論調査・学術研究等公益性の高い調査研究のために必要とされる場合に限定し、住民基本台帳の写しの一部を閲覧することができます。住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項の規定に基づき、およびの閲覧状況を公表 市ホームページでも公表しています

問い合わせ 市民課 ☎38-2030

**不動産公売のお知らせ**

市税の滞納により差し押さえた次の不動産を、公売します。入札は、どなたでも参加できます。  
《合同公売・入札》  
■日 時 11月29日(火)午後2時20分入札開始  
■会 場 消防庁舎3階多目的ホール(精道町8-26)  
■公売物件  
所在:龜岡市西別院町犬甘野寺ヶ谷7番270/地目:宅地/地積:148.79㎡  
所在:和歌山県東牟婁郡串本町二色上ノ坂343番/地目:宅地/地積:178.51㎡  
～ 所在:滋賀県高島市安曇川町中野(全6筆)/地目:山林/地積:299～340㎡  
所在:芦屋市岩園町394番2/地目:宅地/地積:217.42㎡  
所在:芦屋市翠ヶ丘町36番地1/共同住宅の1室  
については、福岡県田川市主催の公売物件。合同公売します。  
物件の詳細は、公売広報・市ホームページをご参照ください。

問い合わせ 債権管理課 ☎38-2130

**夜間(17:00～9:00)水道修理工事当番表【11月】**

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

平日の昼間は水道部へお尋ねください。	店名	TEL	当番日
土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へお尋ねください。	西岡設備工業所	22-6900	1、7、13、19、25
	前忠工業㈱	31-8548	2、8、14、20、26
夜間の修理は右の業者が待機しています。	中央水道工務所	22-3552	3、16、22、28
	原田商会	22-0706	4、10、23、29
問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083	越智商会	22-3708	5、11、17、30
	南大阪商会	32-6302	6、12、18、24
	(資)神明商会	22-3565	9、15、21、27

**秋季全国火災予防運動**

問い合わせ 消防本部予防課 ☎38-2098

<全国統一防火標語「消したはず 決めつけないで もう一度」>  
<阪神地区統一標語「火災から 人命を守ろう」>  
この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的としています。  
■実施期間 11月9日～15日  
■重点目標  
《住宅防火対策》火災から「いのちを守る7つのポイント」  
寝たばこは、絶対にやめる。  
ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。  
寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器等を設置する。  
お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。  
《放火火災・連続放火火災防止対策》放火されない環境づくりが大切です。燃えやすいものを家の周囲に置かない。家のまわりに燃えやすい物を置かない。  
《特定防火対象物における防火安全対策の徹底》  
防火管理体制の充実  
避難施設等および消防用設備等の維持管理の徹底  
※市ホームページの消防コーナー「住宅防火対策」をご参照ください。



**11月9日は「119番の日」**

問い合わせ 消防本部警防課 通信担当 ☎32-2345

【いざというときの備えが大切】  
電話機のそばに自宅の場所や電話番号などの必要事項を書いたメモを張っておくなど、落ち着いて正確な通報ができるように心がけましょう。  
【119番通報の正しいかけ方】  
■火事か救急の別 最初に「火事」・「救急」の別を、はっきりと言いましょ。■発生場所 住所は正しく、目印になるビルや公園などの目標物を伝えましょ。■火事・事故等の状況 火事・事故等の状況を正確に言いましょ。■通報者の氏名・連絡先 通報者は、名前と電話番号をはっきりと伝えましょ。【携帯での119番通報】  
市内から携帯電話で119番をすると、芦屋市消防本部につながります。ただし、市境では、アンテナ設置位置の関係で、他都市に入る場合があります。携帯電話で119番をすることは、必ず災害場所の市町名をお知らせください。【Eメールでの119番通報】  
「メール119通報」は、市内の聴覚に障がいのあるかたや音声・言語機能に障がいのあるかたが対象で、事前に消防本部への利用登録が必要です。通報は、市内(例外:隣接市境界付近で芦屋市かどうか不明な場合)での火災・救急その他の災害等に限りです。他市での通報には利用できません。「メール119通報」は緊急通報用のシステムですので、一般の問い合わせ等には利用できません。  
※消防本部のホームページから、通報要領の必要事項を記載できるメモがダウンロードできます。

**「守る命 輝く活動」消防団員募集**

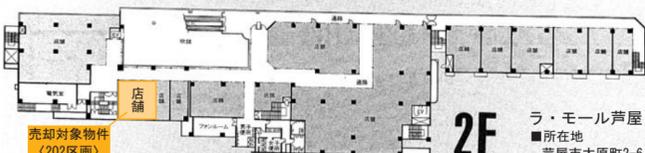
芦屋市消防団では、男女を問わず新入団員を募集しています。消防団活動は消火活動の他に、広報活動や防災活動、応急手当の普及・指導、各地域の自主防災組織での訓練指導など、さまざまな活動があります。あなたも大切な命を守るために、そして、自分が暮らしている町を守りたい、自分が働く大切な町を守るために、消防団活動に参加してみませんか!  
■対象 市内在住または在勤で、18歳以上50歳未満のかた  
■待遇 制服貸与、年報酬・出勤手当・公務災害補償、表彰等の制度あり  
問い合わせ 消防本部管理課 ☎38-2095

**芦屋市霊園の墓地使用者を募集**

市では、芦屋市霊園の墓地使用者申し込み(1世帯1墓地)を受け付けます。なお、詳細については「墓地使用者募集案内」をご覧ください。  
■募集期間 11月14日～12月13日<消印有効> 郵送でのみ(重複申請不可)  
■案内書交付 市役所受付・環境課・ラポルテ市民サービスコーナー・霊園事務所  
■応募資格 次のすべてに該当するかた(※詳細は、案内書参照)  
平成22年11月1日以前から引き続き市内に住所(住民登録または外国人登録)を有するかたで、お墓を主としてお祭りするかた  
配偶者または血族一親等の遺骨があり埋火葬許可証があるかた、または他の墓地・納骨堂に遺骨があり改葬するかた(改葬許可証がとれるかた)すでに「芦屋市霊園墓地の使用許可」を受けていないかた  
使用許可後1年以内に、施設の使用設備(墓石等)が設置できるかた  
使用料を、平成24年3月30日までに一括納入できるかた  
■募集区画・使用料 \*現地に、地区番号・区画面積を標示しています。  
《遺骨のあるかた》上記資格の ~ すべてに該当するかた  
2㎡未満・1区画(750,000円/㎡)/2～6㎡未満・22区画(750,000円/㎡)/6～12㎡未満・8区画(1,125,000円/㎡)/12㎡以上・4区画(1,500,000円/㎡)/芝生霊園4.5㎡・2区画(1,125,000円/㎡)  
《遺骨のないかた》上記資格の および ~ すべてに該当するかた  
3～6㎡未満・3区画(750,000円/㎡)/6～12㎡未満・3区画(1,125,000円/㎡)/12㎡以上・3区画(1,500,000円/㎡)  
■年間維持費 1㎡当り1,200円で算出した額を毎年4月に納付  
■その他 同一墓地に複数の申し込みがあった場合には、公開抽選します。また、使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石等)を建てられない場合等は、使用許可を取り消すことがあります。  
問い合わせ 環境課 ☎38-3105(〒659-8501 住所不要)

**ラ・モール芦屋の店舗・事務所を売却します**

市では、ラ・モール芦屋(大原町2-6)202区画の店舗・事務所を、先着順で売却します。案内書や現地を確認の上、お申し込みください。  
■対象物件 2階店舗(202区画・内向き)面積65.19㎡/売却価格1,280万円  
\*店舗の位置は、下図のとおりです。



\*案内書は、市役所受付・ラポルテ市民サービスコーナー・芦屋市商工会・都市整備課で配付、市ホームページでもご覧いただけます。  
■申し込み 11月8日～平成24年2月29日の、平日・執務時間内に下記へ 先着順

問い合わせ 都市整備課 ☎38-2074

**平成24・25年度 競争入札参加のための業者登録**

市(水道部・芦屋病院含む)が発注する競争入札に参加するには、あらかじめ登録が必要です。登録の受付は、2年に1回(年度途中の新規登録は行いません)です。競争入札に参加ご希望のかたは、各期間中に申請書を下記へご郵送ください。【物件等(印刷・役務提供含む)/測量・建設コンサルタント等】  
■申請書 配布・11月7日～/受け付け・11月14日～12月13日 平日・執務時間内  
【建設工事】  
■申請書 配布・12月26日～/受け付け・平成24年1月10日～2月9日 平日・執務時間内  
申請書は、下記または市ホームページから入手いただけます。申請書は、郵送のみの受け付けとなっています。ご注意ください。  
問い合わせ 契約検査課 ☎38-2012(〒659-8501 住所不要)

**赤ちゃんの駅**

問い合わせ こども課 ☎38-2045(〒659-8501 住所不要)



子育て支援事業「赤ちゃんの駅」のシンボルマークを募集していただきました。次のおり決まりました。全国から、三十四件の応募をいただきました。多数のご応募ありがとうございました。これらの応募作品中、芦屋市次世代育成支援対策推進協議会で審査を行った結果、大阪府在住の房本勝幸さんのデザインに決定しました。記念品を贈呈します。  
市では平成24年度から、公共施設や民間施設に登録し、乳幼児をもつ保護者が外出中にオムツ交換や授乳のために気軽に立ち寄れる場を「赤ちゃんの駅」としてスペース等を提供する子育て支援事業を行う予定をしています。事業実施にあたり、必要ときに授乳とオムツ替えができるスペース等の提供にご協力いただける民間施設を、11月1日から募集します。ご応募をお待ちしています。

【「赤ちゃんの駅」の登録について…】

赤ちゃんの駅に指定されると、施設の入り口付近にシンボルマークのステッカーを掲示していただきます。また、指定施設として、市ホームページや子育て支援用のガイドブックなどへ店舗・施設名等を掲載します。  
■応募要件 授乳やオムツ替えスペース、ミルク用のお湯等の提供ができること  
■応募方法 所定の「赤ちゃんの駅」登録申請書に必要事項を記入し、持参または郵送で上記へ  
要領・申請書は、上記窓口のほか、市役所北館1階行政情報コーナー・ラポルテ市民サービスコーナー・市ホームページから入手できます。  
■指定方法 市が施設を訪問し、現状確認後に登録・指定を決定

【「赤ちゃんの駅」整備のための、不足する必要備品等を提供】

民間施設で、「赤ちゃんの駅」登録のため新たに整備する際に、授乳やオムツ替えに必要な備品が不足する場合には、状況を確認の上、希望者に不足備品を提供します。  
■対象備品 オムツ交換台・ついたて・いす・電気ケトル等  
1施設に、各1備品を提供します。  
■申し込み 所定の申請書に必要事項を記入し、平成24年1月31日までに上記へ数に限りがありますので、先着順で受け付けます。

**平成24年度 保育所入所児童の受け付け**

来年4月に保育所入所を希望する児童の、申し込みを受け付けます。用紙の配布は、11月7日(月)からこども課窓口で行います。  
【平成24年度 保育所入所要領】  
■対象 市内在住で、保護者が就労等のため保育できない家庭の児童  
生年月日が、平成18年4月2日～23年12月22日生まれの児童  
\*平成23年12月23日～12月31日生まれの子は、下記へご相談ください。  
■申し込み 12月5日～22日 平日・執務時間内(下記へ  
問い合わせ こども課 ☎38-2045

**《市役所北広場花壇》**

花の植え替えにご参加ください!  
植え替えのお手伝いしていただけるかたを、次のとおり募集します。奮ってご参加ください。花苗等は、市で用意します。  
■日 時 11月12日(土)午前10時～11時  
\*雨天の場合は、13日(日)に順延  
■場 所 市役所北広場花壇  
■申し込み 電話で下記へ(※当日参加可)  
問い合わせ 用地管理課 ☎38-2029

**「都市再生整備計画」の事後評価原案を公表します**

市では、山手幹線芦屋川隧道の整備に併せて、平成21年度から9月若町周辺地区都市再生整備計画事業を進めてきました。このたび、事後評価の原案を作成しましたので、次のとおり公表します。  
■期間 11月7日～21日 平日・執務時間内  
■場所 都市整備課(市役所北館3階)市ホームページでもご覧いただけます。ご意見は、窓口へ持参または郵便・ファクス・メールのいずれかで下記へ。  
問い合わせ 都市整備課 ☎38-2074/☎38-7974(〒659-8501 住所不要)  
✉gairoka@city.ashiya.hyogo.jp

**障がい児 年末のつどい**

障がい児 年末のつどい  
■日時 12月3日(土)午後2時～4時  
■会場 保健福祉センター3階多目的ホール  
■内容 参加希望のかたは、11月18日(金)までに電話で下記へ  
当日は、なるべく公共交通機関をご利用ください。  
問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178

**「県民まちなみ緑化事業」期間延長**

県民緑税を財源とした「県民まちなみ緑化事業」の期間を延長し、第4期分の補助申請を受け付けます。公園・空き地などの緑化、また住宅地の生垣化や校園庭の芝生化などを検討されている住民の皆さんは、この制度をご活用ください。  
■募集期間 11月30日(水)まで 予定額を超える時点で締め切り  
■対象地域 市街化区域などの用途地域のある区域ほか  
■補助対象 駐車場の芝生化、屋上緑化・壁面緑化 一般緑化(植栽・生垣・修景) 校園庭の芝生化 \*補助内容 苗木・肥料購入費、維持管理に最低限必要な用具類等の緑化資材費  
問い合わせ 公園緑地課 ☎38-2065

**放置自転車等クリーンキャンペーン <11月11日～17日>**

「困ります! 自転車置きざり 知らんぷり」11月11日から17日まで、「放置自転車等クリーンキャンペーン」が、県下一斉に実施されます。期間中には、市内の各駅前、自転車利用者のマナー向上と迷惑駐輪の防止を呼びかけます。放置自転車のない、安全で快適なまちにするため、通勤・通学や買い物などで自転車やミニバイクを利用するときは、最寄りの自転車駐車を利用するようにしましょう。  
問い合わせ 道路課 ☎38-2063